



平成25年6月25日

タイ国民に対するビザ免除について

1. 本年の日・ASEAN友好協力40周年を契機として、我が国は、7月1日から、15日を超えない短期滞在での活動を目的とするタイ国民であって、IC一般旅券を所持する者に対して、ビザ免除措置を開始することとなりました。このビザ免除措置により、タイから日本への観光客の増加、ビジネス面での利便性の向上など、日・タイ間の交流が一層発展することが期待されます。
2. ただし、上述以外の目的、即ち、15日を超える短期滞在での活動を目的とする場合、あるいは、短期滞在以外の就労等を目的とする場合には、従来どおり、ビザを事前に取得する必要があります。
また、このビザ免除は、IC一般旅券を所持する者に限定した措置ですので、IC一般旅券を所持していないタイ国民は、引き続き、ビザを取得する必要があります。
3. また、今回の措置を受けて、これまでに取得したビザ及びその発給にかかる手数料の返還には応じません。

内容についてのお問い合わせ先

外務省 領事局 外国人課 永澤首席事務官（内線：3154番）

TEL：03-5501-8000